

○経済産業省告示第七十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和元年七月二十六日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後                                                              | 改正前                                                              |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの | 三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの |

---

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行ふべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 「略」

7 (1) 「略」

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に

---

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行ふべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 「略」

7 (1) 「略」

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物、同表の二の

---

掲げる国を船積地域とする動物又は同表の  
三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船  
積地域とする動物若しくは植物であつて、  
当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げ  
る種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴ  
レ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ  
、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、  
ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ  
、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種  
を除く。）並びにこれらの個体の一部及び  
派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる  
種に属する植物の個体の一部及び派生物に  
あつては附属書Ⅱにより特定されるものに

---

項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動  
物若しくは植物又は同表の三の項の第二欄  
に掲げる国を原産地及び船積地域とする動  
物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲  
げる国の項の第三欄に掲げる種に属するも  
の（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモ  
クザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモク  
ザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホ  
ジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ  
及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並び  
にこれらの個体の一部及び派生物（ワシン  
トン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物  
の個体の一部及び派生物にあつては附属書

---

、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。

）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに7の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならぬものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならぬい。

(3) 〔略〕  
(8)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は

Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに7の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならぬものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(3) 〔略〕  
(8)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は

、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三條第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法四十三條の三第一項（同法第六十二條において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)～(5) 「略」

(6) 放射性同位元素等の規制に関する法律（

昭和三十三年法律第六十七号）第二條第

二項に定める放射性同位元素については、

、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三條第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法四十三條の三第一項（同法第六十二條において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)～(5) 「略」

(6) 放射性同位元素等による放射線障害の防

止に関する法律（昭和三十三年法律第六

十七号。以下「障防法」という。）第二條

次のイ又はロに掲げる書類

イ 放射性同位元素の使用の許可を受けた

者にあつては、放射性同位元素等の規制

に関する法律第九条第一項に規定する許

可証の写し

ロ 「略」

(7) 〔略〕  
(10)

9 (1) 二の表の罫のくろまぐろ（大西洋又は

地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵の

くろまぐろに限る。）の二号承認を要しな

い国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、

オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベ

第二項に定める放射性同位元素については

、次のイ又はロに掲げる書類

イ 放射性同位元素の使用の許可を受けた

者にあつては、障防法第九条第一項に規

定する許可証の写し

ロ 「略」

(7) 〔略〕  
(10)

9 (1) 二の表の罫のくろまぐろ（大西洋又は

地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵の

くろまぐろに限る。）の二号承認を要しな

い国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、

オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベ

---

リーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チエコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、

---

リーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チエコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブ

---

---

ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

---

ルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

---

(2) 「略」

(3) 二の表の附のワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バンダラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベ

(2) 「略」

(3) 二の表の附のワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バンダラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベ

---

ルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）。

）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギ

---

ルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）。

）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギ

---

---

ニア、エリトリア、エストニア、エスワ  
ティニ、エチオピア、フィジー、フィン  
ランド、フランス、ガボン、ガンビア、  
ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ  
、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニ  
アビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハ  
ンガリー、アイスランド、インド、イン  
ドネシア、イラン、イラク、アイルラン  
ド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ  
、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、ク  
ウェート、キルギス、ラオス、ラトビア  
、レバノン、レソト、リベリア、リビア  
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ル

---

ニア、エリトリア、エストニア、エスワ  
ティニ、エチオピア、フィジー、フィン  
ランド、フランス、ガボン、ガンビア、  
ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ  
、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニ  
アビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハ  
ンガリー、アイスランド、インド、イン  
ドネシア、イラン、イラク、アイルラン  
ド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ  
、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、ク  
ウェート、キルギス、ラオス、ラトビア  
、レバノン、レソト、リベリア、リビア  
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ル

---

---

クセンブルク、マダガスカル、マラウイ  
、マレーシア、モルディブ、マリ、マル  
タ、モーリタニア、モーリシヤス、メキ  
シコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ  
、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー  
、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュ  
ーゼーランド、ニカラグア、ニジェール  
、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン  
、パキスタン、パラオ、パナマ、パプア  
ニューギニア、パラグアイ、ペルー、フ  
イリピン、ポーランド、ポルトガル、カ  
タール、大韓民国、モルドバ、ルーマニ  
ア、ロシア、ルワンダ、セントクリスト

---

クセンブルク、マダガスカル、マラウイ  
、マレーシア、モルディブ、マリ、マル  
タ、モーリタニア、モーリシヤス、メキ  
シコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ  
、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー  
、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュ  
ーゼーランド、ニカラグア、ニジェール  
、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン  
、パキスタン、パラオ、パナマ、パプア  
ニューギニア、パラグアイ、ペルー、フ  
イリピン、ポーランド、ポルトガル、カ  
タール、大韓民国、モルドバ、ルーマニ  
ア、ロシア、ルワンダ、セントクリスト

---

---

フアー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、イス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チユニア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニ

---

フアー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、イス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チユニア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニ

---

ア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロ アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール

(4)・(5) 「略」

(6) 二の表の罫線の水銀に関する水俣条約第三條1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ

ア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロ アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、南スーダン、台湾、タキス・カイコス諸島

(4)・(5) 「略」

(6) 二の表の罫線の水銀に関する水俣条約第三條1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ

---

ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジ

---

ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジ

---

---

ヤマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェー  
ト、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト  
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルク  
センブルク、マダガスカル、マリ、マルタ  
、マーシャル、モーリタニア、モーリシャ  
ス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビ  
ア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、  
ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナ  
マ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モ  
ルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントク  
リストファー・ネービス、セントルシア、  
サモア、サントメ・プリンシペ、サウジア  
ラビア、セネガル、セーシェル、シエラレ

---

ヤマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェー  
ト、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト  
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルク  
センブルク、マダガスカル、マリ、マルタ  
、マーシャル、モーリタニア、モーリシャ  
ス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビ  
ア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、  
ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナ  
マ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モ  
ルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントク  
リストファー・ネービス、セントルシア、  
サモア、サントメ・プリンシペ、サンジア  
ラビア、セネガル、セーシェル、シエラレ

---

オネ、シンガポール、スロバキア、スロベ  
 ニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パ  
 レスチナ、スリナム、スウェーデン、スイ  
 ス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ウガ  
 ンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ  
 合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム  
 、ザンビア

オネ、シンガポール、スロバキア、スロベ  
 ニア、スリランカ、パレスチナ、スリナム  
 、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、  
 トーゴ、トンガ、ウガンダ、アラブ首長国  
 連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ  
 、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 三の 8 の (6) 及び三の 9 の (3) ロの改正規定 令和元年九月一日
- 二 三の 9 の (6) の改正規定 令和元年七月二十八日